

# 社会福祉法人 年輪福社会 役員及び評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人年輪福社会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報酬（源泉所得税控除後）	実費弁償費
理事会出席報酬等	日額8,000円	実費額。ただし、自家用車の場合は1kmにつき25円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報酬（源泉所得税控除後）	実費弁償費
評議員会出席報酬等	日額8,000円	実費額。ただし、自家用車の場合は1kmにつき25円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費	報酬(源泉所得税控除後)	そ の 他
実 費	実 費	日額10,000円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。

- 2 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額(源泉徴収税額)を控除して支給する。

(兼務役員)

第7条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している理事に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

名 称	報酬(源泉所得税控除後)	実費弁償費
理事長業務報酬等	日額15,000円	実費額。ただし、自家用車の場合は1kmにつき25円
理事及び評議員業務報酬等	日額10,000円	
監事監査指導報酬等	日額15,000円	